

日本共産党 和歌山市公議員

ひめだ高宏ニュース

No.1287

'20.3.31

コロナ対策 市長に申し入れ

桜の季節になりましたが、コロナウイルス感染が広がりにかかっています。3月27日(金)日本共産党市議会議員団は「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急申し入れ書」を市長に手渡し懇談しました。その内容は次のとおりです。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急申し入れ書

本年2月28日に、厚労省から「資格証明書を被保険者証としてみなして取り扱うこと」などが示されました。しかし、この通知が必ずや該当者に伝わらなければ、受診抑制による感染拡大

大も引きおこしかねません。熊本市は本年3月3日、資格証明書交付世帯(49世帯)747人に短期保険者証を交付、発送しました。天理市では市長が、国民健康保険証が海っていな

いすべての世帯に対して、短期保険証を届けると表明したところです。

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されることで、病院に行くことができな

い人を作らなことが重罪です。国民健康保険の被

保険者について、資格証明書の交付を受けている方は

10割の自己負担があるとの認識の下、経済的な理由から我慢の限界まで受診を控

える方が少なくありません。受診控えによる重症化も引

き起こしかねない状況にあります。二水までの地域、自治体の経験を活かし、感

染拡大を防止する観点から

も早急に以下の対策を取る

よう申し入れます。

記

1. 資格証明書を交付されたいる国民健康保険の被保険者に対し、直ちに無条件で短期保険証を交付すること

と。さらに交付に際しては取り扱いについて、行政から直接説明し手渡しで届けるなど、確実に届くよう手段を講ずること。
2. 2月28日付厚生労働省

今週のフツーの人々

(その233)

新型コロナウイルス「3密」

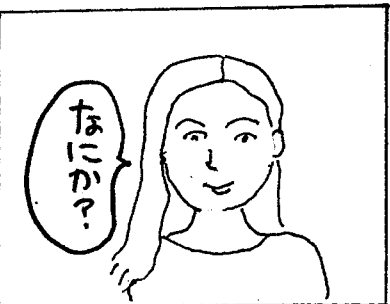
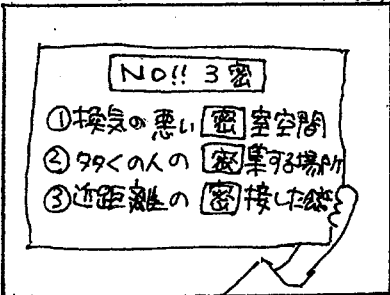
広辞苑で「3密」は「密教で仏の身・口・意のはたらき。人間の意識が及ばないの密」という。また人間の身・口・意の「三業」も、そのまま絶対なる仏のはたらきに通ずるといふから「三密」という。『と。25日夜、小池百合子東京都知事が新型コロナウイルス対策について、感染者が急増していることから、緊急記者会見を開き「オーバーシュートが

懸念される重要な局面だ。平日には職種にもよるが仕事はできるだけ自宅。夜間外出は控えてほしい。今週末は急がない外出はぜひとも控えてほしい」と訴え、①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集する場所、③近距離での密接した会話の3つの「密」を避けてほしいと呼びかけました。「サンシツ」より「ダンシツ」断密しのほうがいいのになどと思ったのですが...

フツーの人々



1070



ひめだ高宏

通達の内容を、すべての資格証明書を交付されている方と医療機関等に周知徹底すること。

3. 資格証明書を交付されている方が、経済的事由で受診を控えることがないよう、国保法第44条に基づき

厚生労働省の通知

2020/2/28

新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて

保険医療機関等の一部署に現金の減額・免除を行うこと。

4. 上記にかかると費用等に ついては、国に於て緊急に財政措置を講じるよう求めること。

以上

帰国者・接触者外来を設けるに際しては、国民健康保険の被保険者が帰国者・接触者外来を受診した際に資格証明書を提示した場合は、当該月の療養については、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱ふこと。

なお、被保険者が70歳から74歳までの場合は一部負担

日本共産党

自粛と補償は一体に
日本共産党の小池県書記局長は、29日のNHK「口元討論」で新型コロナウイルスの感染拡大を受けた追加経済対策などについて各党幹事長らと

討論しました。
小池書記局長は「本来、自粛と補償はセットであるべきだ」と述べ、このことを予算案でマベ首相に求めたことに加え、首相は28日の会見で「給付」を言い出したものの、「問題はその規模と内容だ」とし、首相が依然として損失補償を否定していること

を批判し、「自粛とこれにより生じる損失を補填することは、単なる経済対策としてはなく、感染を防止するうえで欠かせない」と訴えました。

今後の経済対策について小池書記局長は「緊急対策と中長期的・収束後の対応を分けて考えるべきだ」と強調しました。

を批判し、「自粛とこれにより生じる損失を補填することは、単なる経済対策としてはなく、感染を防止するうえで欠かせない」と訴えました。

国民健康保険法第44条(抄)

第44条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払ったことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。

一 一部負担金を減額する

第1に伴う診療報酬の請求に当たっては、特別療養費に当たるものは、特別療養費とする。

第二 請求及び支払時における療養費について

第一に伴う診療報酬の請求に当たっては、特別療養費に当たるものは、特別療養費とする。

金の割合は、保険者に療養費等確認の上判断すること。

保険者との確認が困難な場合は、一定として取り扱うこと。

また、当該保険医療機関は、資格証明書を提示した者に対して処方せんを発行する場合には、処方せんの備考欄に「給」と記載すること。

本取扱いにする月診療金から適用することとする。

国民健康保険法第44条(抄)の趣旨を踏まえ、当該保険医療機関等からの資格証明書が交付された被保険者に関する請求に対する審査・支払に当たっては、機械的に返戻等を行わないよう留意すること。

二 一部負担金の支払を免除すること。

三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとする。

この徴収を猶予すること。以下略。(注)市には対応する条例の規定ナシ)